

建設作業騒音・振動の規制のあらまし

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）により、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業は、「特定建設作業」として指定され、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

このパンフレットは、特定建設作業に関する騒音・振動の届出等に当たっての手引きとなるように作成したものです。

1 規制対象地域

（１）騒音規制法・振動規制法

岡崎市全域

ただし、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域以外の地域は除かれます。なお、岡崎市における都市計画区域以外の地域は次表のとおり。

雨山町、井沢町、一色町、石原町、大代町、大高味町、小久田町、鍛埜町、 木下町、切山町、毛呂町、桜形町、千万町町、外山町、滝尻町の一部、鳥川町、 富尾町、中伊町、中伊西町、中金町、夏山町の一部、東河原町、保久町、 南大須町、宮崎町、明見町

（２）県条例

岡崎市全域

ただし、騒音規制法・振動規制法で規制される場合は除かれます。

2 規制対象建設作業

別紙一覧表参照

※当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。



担当：岡崎市 環境部 環境保全課 （福祉会館 5 階）

電話：0564-23-6194 FAX：0564-23-6536

3 届出

(1) 届出者

特定建設作業を伴う工事を行う元請業者

元請業者とは、工事の最初の注文者である発注者から直接契約をした業者のことです。

(2) 届出期限

特定建設作業を開始する日の中 7 日前まで

(例) 25 日から特定建設作業を開始する場合は、17 日までに届出を行ってください。

17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日
(届出期限)	← 中 7 日 →							(作業使用開始日)

(3) 届出書の提出部数

正本と副本の計 2 部

(4) 必要書類

- ① 特定建設作業実施届出書
- ② 特定建設作業工程表
- ③ 作業場所付近の見取り図（作業場所付近の周囲 80m を含む範囲のもので、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等があればその位置が示されているもの）
- ④ 作業全体の工程表（作業期間及び作業日を明記したもの、他の届出で使用了ものの写しでも可）



※届出用紙及び記載例は、岡崎市のホームページ

(ホーム → 事業者向け → 市内で営業する方へ → 設備の新設・更新に必要な手続き → 特定建設作業実施届出書) から入手できます。

(5) 注意事項

- 1 特定建設作業の工期延長、特定建設作業の追加をする場合は、追加部分の特定建設作業を開始する中 7 日前までに、新たに届出を行ってください。
- 2 夜間、日曜、祝祭日は原則として作業ができません。
- 3 当該特定建設作業が、法及び条例の両方の届出対象となる場合は、法による届出を行ってください。

4 規制基準

規制の種別	地域の 区分	基 準		適用除外 (※)
基準値	①②③	騒音 8 5 d B	振動 7 5 d B	
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと		ア・イ・ウ・エ
	②	午後 1 0 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと		
*1 日あたり の作業時間	①	1 0 時間を超えないこと		ア・イ
	②	1 4 時間を超えないこと		
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと		ア・イ
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと		ア・イ・ウ・エ・オ

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ㊦地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

㊧地域：工業地域（㊦地域のイの区域を除く。）

㊨地域：工業専用地域（㊦地域のイの区域を除く。）

※ 次に掲げる適用除外に該当する場合は、当該規制項目は適用されません。

ア 災害その他非常の事態の発生により、緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するために必要な場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行確保のために必要な場合

エ 道路法による占有許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）が付された場合

オ 変電所の変更工事であって必要な場合

5 改善勧告及び改善命令（騒音規制法第 15 条、振動規制法第 15 条、県条例第 47 条第 1 項、第 2 項）

市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合には、建設工事の施工業者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告などを行うことがあります。また、改善勧告に従わないときは、命令を行うことがあります。

6 報告及び検査（騒音規制法第 20 条第 1 項、振動規制法第 17 条第 1 項、県条例第 104 条第 1 項）

（１）報告の徴収

市長は、特定建設作業を伴う建設工事の施工者に対し、特定建設作業の状況等について報告を求めることができます。

（２）立入検査（騒音規制法第 20 条第 1 項、振動規制法第 17 条第 1 項、県条例第 104 条第 1 項）

市職員は、建設工事の場所に立ち入りし、物件を検査することができます。

7 罰則（騒音規制法第 30 条～第 33 条、振動規制法第 25 条～第 28 条、県条例第 112 条第 4 項、第 113 条～第 104 条、第 105 条第 1 項）

事業者が改善命令に従わないとき、届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は報告若しくは検査を拒んだときは、罰則が適用されることがあります。

8 建設工事に関する注意事項

- （１）建設工事の実施にあたっては、建設工事現場の周辺状況を十分調査し、できる限り低騒音・低振動の機械や工法を採用してください。
- （２）建設工事現場の周辺住民に対し、あらかじめ工事概要、期間、作業時間、騒音・振動防止対策等について説明を行い、理解を得るように努めてください。
- （３）建設工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するとともに、工事現場担当者は騒音・振動を監視し、苦情が発生した場合は誠意をもって対処してください。
- （４）騒音・振動以外に粉じんなどが飛散するおそれがある場合は、その飛散を防止するため、散水や覆いなどを随時行ってください。

別紙 規制対象建設作業（○は全て対象、斜線（＼）は対象外）

区 分		騒 音 規 制 法		県民の生活環境の保全等に関する 条例（騒音）		振 動 規 制 法		県民の生活環境の保全等に関する 条例（振動）	
		種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件
くい打機を使用する作業		①	・もんけんを除く ^{注1)} ・アースオーガーと併用する作業を除く	①	騒音規制法の条件と同じ	①	もんけん及び圧入式くい打機 を除く ^{注1)} ^{注2)}	①	振動規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業		①	圧入式くい打くい抜機を除く ^{注1)}	①	騒音規制法の条件と同じ	①	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く	①	振動規制法の条件と同じ
びょう打機を使用する作業 ^{注3)}		②	○	②	○	－	＼	－	＼
さく岩機、ブレーカーを使用する作業 ^{注4)} ^{注5)}		③	○	③	○	④		④	
空気圧縮機を使用する作業		④	・電動機以外の原動機を用いるものであ って、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を 除く	④	騒音規制法の条件と同じ	－		－	
コンクリートプラントを設けて行う作業		⑤	・混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のも のに限る ・モルタル製造用コンクリートプラント を除く	⑤	騒音規制法の条件と同じ	－		－	
アスファルトプラントを設けて行う作業		⑤	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの に限る	⑤	騒音規制法の条件と同じ	－		－	
(A)	バックホウを使用する作業 ^{注6)}	⑥	原動機の定格出力が 80kW 以上のものに 限る	⑨	○	－		－	
(B)	トラクターショベルを使用する作業 ^{注6)}	⑦	原動機の定格出力が 70kW 以上のものに 限る	⑨	○	－		－	
(C)	ブルドーザーを使用する作業 ^{注6)}	⑧	原動機の定格出力が 40kW 以上のものに 限る	⑨	○	－		－	
(D)	パワーショベル、スクレイバを使用する作業	－	＼	⑨	○	－		－	
上記 (A) (B) (C) (D) 以外で、これらに類する機械を 用いる作業		－		⑨	最高出力 74.6kW 以上のディーゼ ルエンジンを使用するものに限 る	－		－	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブ ロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体また は破壊する作業		－		⑥	○	－		－	
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキ サー車を使用してコンクリートを搬入する作業		－		⑦	○	－		－	
コンクリートカッターを使用する作業 ^{注4)}		－		⑧	○	－		－	
ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		－		⑩	○	－		－	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		－		－	＼	②	○	②	○
舗装版破碎機を使用する作業 ^{注4)} ^{注7)}		－		－		③	○	③	○

注1) くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等がある。人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2) アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが、振動関係では対象となる。

注3) びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注5) さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

注6) 当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、騒音規制法の規制対象から除かれるが、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

注7) 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破碎する専用機である。